

監 事 監 査 報 告 書

平成 17 年 6 月 2 4 日

国立大学法人一橋大学
学長 杉山 武彦 殿

国立大学法人一橋大学

監事 植松 修三



監事 住田 笛雄



私たちは、国立大学法人法（以下「法」という）第 1 1 条第 4 項の規定に基づき、国立大学法人一橋大学（以下「大学」という）の平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書（以下、「財務諸表」という。）並びに決算報告書について監査を行った。

監査の結果、法第 3 5 条で準用する独立行政法人通則法第 3 8 条第 2 項に基づく監事の意見は、次の通りである。

- (1) 財務諸表について、大学の採用する会計処理の原則および手続きは、国立大学法人会計基準および一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は、国立大学法人会計基準および一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表は大学の財政状態および運営状況を適正に示しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、大学による予算の区分に従って、決算の状況を適正に示しているものと認める。

以 上